

令和2年度 第1回 松山市障がい者総合支援協議会

日時：令和2年11月25日（水）14:00～15:00

場所：松山市総合福祉センター 1階 大会議室

会次第

- 1 開会
- 2 会長の選出について
- 3 松山市障がい者総合支援協議会連絡調整会規程の一部改正について（部会の再編について）
- 4 松山市第4期障がい者計画（素案）及び松山市第6期障がい福祉計画・松山市第2期障がい児福祉計画（素案）の意見聴取について
- 5 その他
- 6 閉会

松山市障がい者総合支援協議会 委員 名簿

(順不同・敬称略)

| 分野 | 所属機関 | 役職等・氏名 | | 出欠 |
|-------------|-----------------------|-----------------|--------|----|
| 医療 | 松山市医師会（身体部門） | 増田整形外科 | 増田 頼昭 | ○ |
| | 松山市医師会（知的・精神部門） | 眞理こころの クリニック | 越智 眞理 | ○ |
| 雇用・ 就労関係 | 松山公共職業安定所 | 統括職業指導官 | 山内 圭二 | ○ |
| | 松山商工会議所 | 事務局長 | 中矢 斉 | × |
| | 松山青年会議所 | 特任理事 | 石原 将樹 | × |
| | 愛媛障害者職業センター | 所長 | 堀尾 寿之 | × |
| 教育 | 愛媛県立みなら特別支援学校 | 教頭 | 深井 千代 | ○ |
| | 愛媛県立しげのぶ特別支援学校 | 教頭 | 宮崎 修次 | ○ |
| 学識 経験者 | 聖カタリナ大学 | 教授 | 丹下 美輪 | × |
| | 聖カタリナ大学 | 講師 | 近藤 益代 | ○ |
| 行政機関 | 愛媛県福祉総合支援センター | 所長 | 西崎 健志 | ○ |
| | 愛媛県心と体の健康センター | 所長 | 竹之内 直人 | ○ |
| | 愛媛県松山東警察署 | 生活安全課長 | 藤原 圭寿 | × |
| 障がい者 団体 | 松山市障がい者団体連絡協議会 | 副会長 | 渡部 坂嘉 | ○ |
| | 松山市精神障がい者地域家族会 明星会 | 会長 | 石田 美栄子 | × |
| | 松山市内部疾患障害者協議会 | 副会長 | 庭瀬 佳世子 | ○ |
| 地区組織 | 松山市民生児童委員協議会 | 障がい者福祉 部会部会長 | 徳永 隆子 | ○ |

○：御出席予定、×：御欠席予定

松山市障がい者総合支援協議会の部会の再編について

1 背景

(1) 部会、小部会によって活動状況に差が生じてきた。部会ごとの状況は下表のとおり。

| 部会 | 状況 |
|--|--|
| 地域移行部会 [<ul style="list-style-type: none"> ・身体小部会 ・知的小部会 ・精神小部会] | <ul style="list-style-type: none"> ・身体、知的、精神の小部会ごとの活動が活発で、新たな取組にもつながってきた。 ・令和元年度は2回開催 |
| サービス等利用計画等評価部会 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制について議論している。かつては、障害福祉サービスの非定型審査を行う場であった。 ・令和元年度は1回開催 |
| 権利擁護部会 | <ul style="list-style-type: none"> ・各窓口で取り扱った虐待案件の事例検討を実施。 ・令和元年度は1回開催 ※事例検討は、個々のケース会議でも行っている状況。 |
| こども支援部会 [<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児小部会 ・学童小部会] | <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児小部会と学童小部会があり、それぞれの小部会で課題の洗い出し及び優先順位の高いものから解決策の検討を行っている。 ・こども支援部会は、令和元年度は実施なし。 |
| 就労支援部会 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は実施なし。 |

(2) 上記のほか、親亡き後への対応、児童の計画相談支援など、既存の部会をまたぐ課題の重要性が増してきている。

2 再編（案）

| 再編後 | 再編前 |
|---|---|
| (1) 相談支援部会 (2) こども支援部会 (3) 就労支援部会 (部会を3つに再編) | (1) 地域移行部会 (2) サービス等利用計画等評価部会 (3) 権利擁護部会 (4) こども支援部会 (5) 就労支援部会 |
| ・より専門的な構成員での再協議が必要な場合→ <u>小部会</u> を設置 | ・より専門的な構成員での再協議が必要な場合→ <u>プロジェクトチーム</u> を設置 |

※松山市障がい者総合支援協議会連絡調整会規程を改正する。

3 目指す効果

- (1) 各部会の活発な議論→より効率的に課題解決につなげていく体制へ
- (2) 複合的な課題の同時解決にもつなげていく。

松山市第4期障がい者計画（素案）及び松山市第6期障がい福祉計画・
松山市第2期障がい児福祉計画（素案）の意見聴取の進め方について

1 背景

(1) 松山市第6期障がい福祉計画・松山市第2期障がい児福祉計画（素案）については、それぞれ障害者総合支援法第88条第9項及び児童福祉法第33条の20第9項に基づき、松山市障がい者総合支援協議会（以下「協議会」という。）に意見を求める。

(2) 松山市第4期障がい者計画（素案）についても、関連する計画として、上記に準ずる形で、協議会に意見を求める。

2 意見聴取の方法（案）

(1) 各計画の素案を協議会に提示し、協議会から再編後の各部会に素案を降ろす。

(2) 各部会で、各計画（素案）に対する意見を出していただき、連絡調整会で取りまとめ、最終的には協議会に諮る。

(3) 協議会で承認された意見について、松山市が各計画に反映させる。この後、パブリックコメントを経て、策定に至る予定。

(4) 上記のほか、各部会での議論の留意点としては、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の重点的に取り組む目標等について、特に目標達成に当たって重要な指標については、定期的な部会開催の中で、進捗管理を行いたいので、その指標をあらかじめ確定させて欲しい。

3 目指す効果

上記のとおり重要な指標については、各部会を定期的で開催し、進捗管理を行いたい。→成果につながらない見込みとなった場合は、速やかに軌道修正を行いたい。

障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画について

| 区分 | 障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画 | 障がい者計画 |
|------|--|---|
| 概要 | <p>障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制の確保が、総合的かつ計画的に図られるようにするための計画。</p> <p>国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に則して策定することとされている。</p> | <p>障がい者施策の基本計画として、施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会参加を促進するために策定するための計画。</p> <p>国の障害者基本計画・都道府県障害者計画を基本としなければならないとされている。</p> |
| 策定根拠 | 障害者総合支援法第88条第1項 児童福祉法第33条の20 | 障害者基本法第11条第3項 |
| 所管 | 厚生労働省社会・援護局 | 内閣府政策統括官 (共生社会政策担当) |
| 松山市 | 松山市第5期障害福祉計画・ 松山市第1期障害児福祉計画 計画期間：3年間 (平成30～令和2年度) 策定時期：平成30年3月 | 松山市第3期障害者計画 計画期間：6年間 (平成27～令和2年度) 策定時期：平成27年3月 |